

茨木市高齢者補聴器購補助事業のご案内(詳細版)

【手続きの流れ】※令和8年度の申請受付は4/20(月)からです！

※補聴器購入後では、補助を受けることができません。

予め、要件に合っていることを確認の上、申請してください。

要件

満65歳以上の市民
両耳聴力40dB以上で医師から補聴器の装用が必要と認められているかた
聴覚障害の身障手帳の交付要件を満たさない者

①申請書の入手

○長寿政策課で「茨木市高齢者補聴器購入費補助申請書(様式第1号)」

(以下 申請書という。)を入手してください。

※市ホームページからも様式のダウンロードができます。

②耳鼻咽喉科の受診



○申請書を持参し、耳鼻咽喉科(以下 医師)を受診し、申請書の医師の記入欄に必要事項を記入してもらってください(診断書でも可)。※診察料・検査料・文書料等は自己負担となります。

③見積りの取得



○認定補聴器専門店(※1)または認定補聴器技能者(※2)在籍の店舗に、医師の記入欄が記載された申請書を持参し、補聴器本体の見積書(宛名は申請者本人とし、品名・品番・金額を記載)をもらってください。

※1 認定補聴器専門店

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/prefecture.php?p=27>

※2 認定補聴器技能者

https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search_prefecture.php?p=27

④申請・決定



○必要事項や医師の記入欄が記載された申請書と③で取得した見積書(原本または写し)をそろえて、長寿政策課に提出してください。

※医師の証明日から3か月以内を目途に提出してください。

○長寿政策課で内容を確認後、後日、長寿政策課から「茨木市高齢者補聴器購入費補助決定通知書(様式第2号)」または「茨木市高齢者補聴器購入費補助不支給決定通知書(様式第3号)」を送付します。

※この決定通知書が届くまでは、補聴器は購入しないでください。

※助成決定の場合は、「茨木市高齢者補聴器購入費補助請求書(様式第4号)」もあわせて送付します。

⑤補聴器の購入と請求



○決定通知到着後、補聴器を購入し、決定日から3月を経過した日又は補助決定の年度末までの早い日までに、④で送付した請求書に購入時に取得した領収書と決定通知書の写しを添付して、長寿政策課へ提出してください。

※購入時にはいったん補聴器の購入費の全額を負担していただく必要があります。領収書の宛名は利用者本人とし、品名・品番・金額を必ず記載してもらってください。

⑥補助金の支払い



○ご指定の口座に補助金を振り込みます。請求書等をご提出いただいた翌月の25日ごろに振り込みます。

補助上限は2万5千円です。購入費用が2万5千円を下回る場合は補聴器の購入に係る費用を補助します。

【お問合せ先】茨木市 福祉部 長寿政策課
介護予防グループ(南館2階16番窓口)
TEL:072-620-1637
Email:keroyan@city.ibaraki.lg.jp